

令和2年度 経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業
成果報告書

実施機関名（ 兵庫県教育委員会 ）

1. 問題意識・提案背景

本県では、平成19年に障害児教育から特別支援教育へ転換される以前から、通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒への指導・支援を充実させるため、ひょうご学習障害相談室（平成16年）等を設置するとともに特別支援教育コーディネーター養成研修を実施し、教職員の専門性向上と県全体の支援体制の構築を図ってきた。現在も毎年、市町の取組を市町特別支援連携協議会で、地域の取組を地域特別支援連携協議会で報告協議するとともに、大阪教育大学竹田名誉教授を委員長とする広域特別支援連携協議会で幼・小・中・高等学校の取組を評価検証し、次年度の方向性を御教示いただいている。現状と課題を分析した指導、助言を基に「兵庫県特別支援教育第二次推進計画」（平成26～30年）、「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」（平成31年～令和5年）を策定している。この推進計画に基づき、モデル事業等を計画的に、着実に実施し進めてきた。

また、経験の有無、年齢を問わず、全ての教職員が発達障害に関する基礎的な知識技能を習得できるよう、研修内容、研修方法等を工夫してきた。

しかしながら、近年、経験の浅い教員を含む通常の学級における授業づくり、学級づくりに関する担任の指導力向上や通級による指導を希望する児童生徒の増加に伴う、通級による指導担当教員の育成・専門性の確保が課題となっている。

特に、兵庫県特別支援教育第二次推進計画の評価検証にあたり委員から「多様な学びの場における教育の充実はなされているが、それが点にとどまっている。子供たちのライフステージに応じた指導・支援を考えると、点がつながっていくことが重要である。」と指摘を受けた。このため、兵庫県特別支援教育第三次推進計画においては、目的を共生社会の実現、推進のキーワードを縦横連携とした。就学前から等学校段階卒業後へと点を縦につないで線とする縦の連携を本人・保護者を中心に捉えて、教育、保健、福祉、医療、労働等の関係機関や地域住民と点を横につないで面とする横の連携、この縦横連携を意識した取組を県、市町、組合、学校が進めることとしている。このことは、教員の専門性向上においても同様であると考えている。

2. 目的・目標

本事業では、経験の浅い教員を含む通常の学級における授業づくり、学級づくりに関する担任の指導力向上や通級による指導を希望する児童生徒の増加に伴う、通級による指導の担当教員の育成・専門性を確保するために、小・中・高の縦の連携と中核教員を中心とした縦横の学び合い等、以下のことを目的・目標とした。

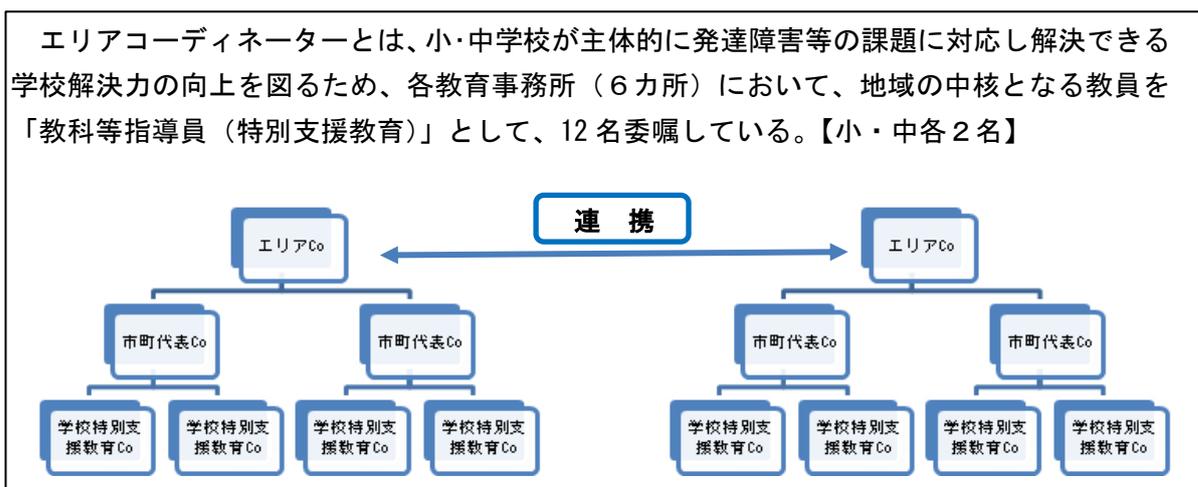
(1) 教員の専門性向上のための研修等の機会の充実

- 高等学校における通級による指導（巡回校を含む）を充実させることを核として、小・中・高等学校の中核となる通級による指導の担当教員が小・中・高等学校の指導の連続性を踏まえた教育課程や指導内容、効果的な支援について実践を通じて専門性の向上を図る。
- 経験の浅い教員については、中核となる通級による指導の担当教員等、教員同士

の継続的な学び合いから、通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒への指導方法や合理的配慮、個別の教育支援計画の引継ぎ等、保護者等へ説明責任が果たせる特別支援教育に対する理解と日々の指導力の一層の向上を図る。

(2) 経験の浅い教員への指導・助言などのサポート体制の構築

発達障害の可能性のある児童生徒等への指導について、通級による指導等経験の浅い担当教員や通常の学級担任が悩んだときなどに相談等ができる、地域で核となるコーディネーター（エリアコーディネーター）や特別支援教育コーディネーター、外部専門家（ひょうご専門家チーム）を活用した本県の支援体制を充実する。



(3) 現状に即した教員養成課程における教授法の検討

教員養成課程を有する大学と教育委員会が連携し、教員養成課程における発達障害に関する講座の教授法について検討する機会となり、将来的に本県が求める資質等を有した教員を採用することが可能となること。実際に地域や学校現場で求められているニーズに対応した教員養成課程の教育内容（授業のシラバス）案を作成する。

3. 実施体制

(1) 運営協議会

○ 運営協議会委員一覧

| No. | 区分 | 名 前 | 所属・職名 |
|-----|--------------|-------|--|
| 1 | 学識経験者 | 鳥居 深雪 | 神戸大学大学院・教授 |
| 2 | 就労・福祉 関係者 | 和田 康宏 | ひょうご発達障害者支援センター・所長 |
| 3 | | 高井 敏子 | 兵庫県障害者雇用・就職支援ネットワーク会議・会長 (加古川障害者就業・生活支援センター長) |
| 4 | | 泉川 利彦 | 兵庫労働局職業安定部職業対策課・課長 |
| 5 | 保護者 | 宮本 幸代 | 兵庫県LD親の会 たつの子代表 |
| 6 | 教育関係者 | 末澤 徹治 | 加古川市立志方小学校・校長 (兵庫県小学校長会・副会長) |

| | | |
|----|-------|---|
| 7 | 東川 富彦 | 西宮市立甲陵中学校・校長 (兵庫県中学校長会・副会長) |
| 8 | 石川 照子 | 兵庫県立西宮香風高等学校・校長 (兵庫県立高等学校長会・副会長、拠点校校長) |
| 9 | 樋口 正和 | 兵庫県立宝塚西高等学校・校長 (拠点校・校長) |
| 10 | 陶山 浩 | 兵庫県立神戸特別支援学校・校長 (協力校・校長) |

○ 開催実績

| 回 | 実施日 | 協議内容 |
|-----|-------|---|
| 第1回 | 7月20日 | テーマ「連続性のある学びの充実について」 ・通級による指導における自立活動の指導と教科指導の連続性 ・通級による指導実施校と近隣校との連携 ・高等学校での指導と進路先への引継ぎ |
| 第2回 | 12月7日 | テーマ「大学における教員養成課程について」 ・学校現場及び各機関の現状と課題を踏まえて |
| 第3回 | 3月2日 | テーマ「すべての高等学校での充実した通級指導に向けて」 ・高校通級の理解と啓発の促進 ・教職員研修の充実 ・小・中・高等学校における連携 ・高等学校と各機関との連携 |

(2) 連携した大学

○ 国立大学法人 神戸大学

神戸大学では、令和2年度より、教育の基礎的理解に関する必修科目として、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の開講を予定している。ただし、移行期間までに教員免許を取得する者については、令和元年度から開講している。

- ・科目 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」
- ・単位 2単位(15回)
- ・テーマ 通常の学級に在籍する生徒の学習上又は生活上の困難を理解し、個別の教育的ニーズに対して、他の教員や関係機関と連携しながら組織的に対応していくために必要な知識や支援方法を理解する。
- ・到達目標 特別な支援を必要とする生徒の障害特性及び心身の発達を理解し、特性や発達を踏まえた支援を考えることができる。

○ 国立大学法人 兵庫教育大学

兵庫教育大学では、令和3年度より、教育の基礎的理解に関する必修科目として、「発達障害の理解」及び「発達障害概説」の開講を予定している。ただし、移行期間までに教員免許を取得する者については、令和元年度から開講している。

- ・科目 「発達障害の理解」及び「発達障害概説」

- ・単 位 各2単位（各15回）
- ・テーマ及び目標
 - ①特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発達を理解する。
 - ②特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育課程や支援の方法を理解する。
 - ③障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難とその対応を理解する。

(3) 専門家の活用

ア. 専門性（特別支援教育など）に関する経歴・所有資格等

主たる研究分野を発達障害臨床学とし、臨床心理士及び公認心理師資格を有する神戸大学大学院 教授 鳥居 深雪 氏を上記3(1)の運営協議会の座長に招き、指導を仰いだ。

イ. 配置状況、活動内容

- ① 上記3(1)の運営協議会を年3回開催し、鳥居教授には、議事進行、総括及び指導助言を依頼した。
- ② 各研究校における校内研修や合同研究会においての講師を依頼した。
- ③ 上記①②の他、随時、指導助言を仰ぎ、適切に必要に応じて指導をいただいた。

4. 取組概要・成果（取組全体の概要図は別途参照）

(1) 教員の専門性向上のための研修等の機会の充実

① 法定研修等

初任者研修や中堅教諭等資質向上研修でのグループ研修においてエリアコーディネーターを活用した。研修では、小学校の通常の学級に在籍する児童の行動面での指導・支援の方法について指導助言・実践発表を行った。また、研修以外の場面においても、エリアコーディネーターが特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと連携し、お互いの得意分野を生かして、指導・助言を行い学校解決力の向上に向けて学校全体への支援と担任への個別の支援を行い、課題の解決に導いた。

② 全ての教職員のための授業改善研修

（別添「兵庫県教員資質向上指標」における兵庫の教育課題への対応⑦、授業実践力・授業改善力⑩、専門性・探求力⑫に位置付ける研修）

通常の学級においても発達障害等の可能性のある児童生徒を含む障害のある児童生徒が在籍していることを前提に、学習指導要領に示された学ぶ過程において生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫に対応するため、授業改善研修を実施した。講師にノートルダム清心女子大学青山准教授を招聘し、「特別支援教育の視点を取り入れた授業改善」をテーマにした講義・協議により、ユニバーサルな授業づくり等への理解を深めた。方法としては、令和元年度は全公立小・義務教育学校及び特別支援学校（小学部）から1名の代表が研修に参加し、内容を所属校の教職員に伝達した。

令和2年度は、全公立中・高・義務教育学校・特別支援学校（中・高等部）教職員を

対象に実施した。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、講義内容を収録した DVD を各校に送付し、校内で授業改善研修を実施した。令和元年、令和2年とも校内実施率は100%であった。

成果としては3点あり、①集団の中の「個」へのアプローチを考えることができるようになった。②背景要因を考え、生徒の立場に立って考えることの大切さを改めて考えるきっかけになった。③ユニバーサルな授業づくりについて、他校の実践例の紹介により具体的なイメージをもつことができたとの報告があった。

③ 県立特別支援教育センターにおける系統的実践的研修

(別添「兵庫県教員資質向上指標」)における兵庫の教育課題への対応⑧、授業実践力・授業改善力⑰、一人一人の能力を高める力⑳に位置付ける研修)

共生社会の実現に向けた国の動向を踏まえ、経験年数や職務等に応じた教員資質向上指標を設定し、発達障害等を含む課題別、ニーズ別研修を実施した。

【実施研修講座】

(ア) 小・中学校、高等学校通級指導担当教員研修

発達障害のある児童生徒の障害特性理解と、自立活動の適切な指導・支援について、理解を深めている。特に、高等学校教員対象の研修においては、通級による指導の担当教員だけでなく、広く希望者に呼びかけ、通級による指導の制度やねらい、実態把握等について研修し、経験の浅い高等学校教員の発達障害等の指導力向上を図った。

(イ) エリアコーディネーター育成講座

発達障害のある児童生徒の特性と、困難さに対する指導及び指導上の工夫について、理解を深めるとともに、エリアコーディネーターの役割、地域の学校や関係機関等の連携について研修を行った。本講座では、エリアコーディネーターだけでなく、特別支援教育コーディネーターや経験の浅い教員も対象とし、次世代の特別支援教育のリーダー育成も視野に入れている。

④ 高等学校における通級による指導実践研究で実施する研修

(ア) 高等学校における通級による指導実践研究協議会

先進校の実践事例発表や、指導方法及び実施上の課題についての協議を通して、担当教員や特別支援教育コーディネーター、教育事務所や市町組合教育委員会の特別支援教育担当者だけでなく、福祉・就労支援等関係機関担当者や保護者などにも高等学校における通級による指導の理解を深める目的に実施を計画した。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を断念したが、令和3年度は開催を予定している。

(イ) 校内研修会

学校の研究課題に合わせて各高校学校における通級による指導実施校 14 校で、年間2回実施し全教職員の理解を深めた。

以下に取組の一例を示す。

| | |
|------------|--------------|
| 県立神戸高塚高等学校 | |
| 実施日 | 令和2年7月28日(火) |

| | |
|-----|---|
| テーマ | すべての教職員のための授業改善研修 |
| 講師 | ノートルダム清心女子大学 准教授 青山 新吾 |
| 内容 | 講義・演習「学びの困難さに対応する指導方法」 |
| 成果 | 生徒一人一人の背景に寄り添った支援の在り方や教科別に想定される困難さへの配慮について理解を深めることができた。また、学年やクラス全体に配慮された、ユニバーサルデザインの視点からの授業づくりやクラス運営の仕方などは、各学校の事例を用いた説明を受けたことで、具体的なイメージが持ちやすく、日々の授業の振り返りの機会となった。演習については、背景要因を深く掘り下げていくことの大切さ、また職員間の連携の必要性について助言を得た。 |

| | |
|------------|--|
| 県立西宮香風高等学校 | |
| 実施日 | 令和2年4月2日（木） |
| テーマ | 生徒への対応及び通級による指導について |
| 講師 | 県立西宮香風高等学校 通級による指導担当教員 阪口 あつ子 |
| 内容 | 発達障害のほか、いじめや不登校経験、家庭不和や経済的困窮など健全な発達の阻害要因となる環境的背景など、様々な事情を抱える生徒と彼らに見られる特徴的な兆候とその対応についての概説。また、本校における通級による指導について説明。 |
| 成果 | 事例研修により、生徒一人一人の多様なニーズに応じた配慮、支援、指導の必要性を啓発できた。 |

| | |
|----------|--|
| 県立淡路高等学校 | |
| 実施日 | 令和3年8月26日（水） |
| テーマ | 合理的配慮の提供及び通級による指導について |
| 講師 | 県立あわじ特別支援学校 特別支援教育コーディネーター 古田 文 |
| 内容 | 自立活動、県内での通級による指導の状況、生徒の実態を把握するために必要な観点、支援や合理的配慮についての講義と協議。 |
| 成果 | 高等学校における通級による指導について認識を深めることができた。また、事例検討により、実態把握、合理的配慮について理解を深めることができた。 |

| | |
|-----------|---|
| 県立播磨南高等学校 | |
| 実施日 | 令和2年8月25日（火） |
| テーマ | 発達障害がある生徒の支援について |
| 講師 | 兵庫教育大学大学院 教授 井澤 信三 |
| 内容 | LD、ADHD、ASDなどの発達障害のある生徒の支援のポイントやABC分析からの行動上の問題と支援についての講義。 |

| | |
|-----|--|
| 成 果 | 発達障害についてだけでなく、個別の指導計画、個別の教育支援計画について、内容や活用の仕方について学ぶことができた。本研修によって、特別支援教育の基礎的な知識を深めることができ、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業が実施されるようになった。 |
|-----|--|

(ウ) 小・中学校との合同研究会

高等学校における通級による指導実施校（巡回による指導の1校を除く14校）が主催し、所在地の市町組合教育委員会と教育事務所の協力を得ながら、近隣の小・中学校の通級による指導の担当教員との合同研究会を年間3回実施した。そして発達障害者支援センター等から招いた講師の指導助言を受けながら、小・中・高等学校それぞれの指導場面の見学や研究協議を行った。参加者アンケートからは、小・中・高等学校教員等の連携が強化され、連続性のある教育課程及び児童生徒の発達段階や一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援についての理解も進んでいることが分かった。

以下に取組の一例を示す。

| | |
|--------------------------|-------------------------|
| 県立宝塚西高等学校（宝塚市教育委員会と合同開催） | |
| 実施日 | 令和2年11月10日（火） |
| テーマ | 高校通級の現状と大学における特別支援について |
| 講 師 | 神戸大学大学院 教授 鳥居 深雪 |
| 内 容 | 講義「高校通級および大学における障害学生支援」 |

| | |
|---------------------------|--------------------------|
| 県立西宮香風高等学校（西宮市教育委員会と合同開催） | |
| 実施日 | 令和3年1月6日（水） |
| テーマ | よりよい社会自立を目指した通級による指導 |
| 講 師 | 大阪体育大学 教授 藤井 茂樹 |
| 内 容 | 講義「よりよい社会自立を目指した通級による指導」 |

| | |
|-----------------------------|--------------------------------|
| 県立篠山産業高等学校（丹波篠山市教育委員会と合同開催） | |
| 実施日 | 令和2年6月26日（金） |
| テーマ | 丹波篠山市中高通級担当者の連携のあり方について |
| 講 師 | ひょうご発達障害者支援センタークローバー 支援員 平生 尚之 |

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で予定していた3回のうち、1回のみの実施となった。実施した1回については、武庫川女子大学発達臨床心理研究所嘱託研究員（医師）石川道子氏を講師として、情報収集と行動観察に基づくアセスメントや目標の設定、通級による指導で行う自立活動についての理解を深めた。

⑤ 高校通級実践事例集「高等学校における通級による指導」の作成・周知

運営協議会での協議を基に、高等学校における通級による指導3年間の成果として、その理解啓発と一層の充実のために、指導実施校（平成30年：実施校9校→令和2年：拠点校14校+巡回による指導1校）での取組をまとめた実践事例集を作成した。本実践事例集は、県内全ての公立高等学校及び市町組合教育委員会に配布し、当課ホームページに掲載した。小・中学校等にも広く周知し、小・中・高等学校の縦の連携の強化に資する。



別添

通級指導実践事例集「高等学校における通級による指導」

掲載ホームページ

兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課 URL
<http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/>

(2) 経験の浅い教員への指導・助言などのサポート体制の構築

① ひょうご専門家チームとの連携

経験の浅い教員が生徒の障害の状態や特性、必要な指導・支援のための見立て等について理解が深めるよう、保護者了解の下、ひょうご専門家チーム（専門相談員と特別支援学校教員）を通級による指導の場面へ派遣し、指導場面の参観及び事後の検討会を設けた。そして当該生徒を中心とした校内支援体制の在り方について助言し、学校が組織的に対応するための基盤づくりを行った。

② 経験の浅い教員への指導・助言などのサポート体制の構築

発達障害の可能性のある児童生徒等への指導について、通級による指導等経験の浅い担当教員や通常の学級担任が悩んだときなどに相談等ができる、地域で核となるコーディネーター（エリアコーディネーター）や特別支援教育コーディネーター、外部専門家（ひょうご専門家チーム）の活用方法については、4月に開催した「市町教育相談等連絡協議会」で担当指導主事への周知と理解啓発を行った。

③ 協力する特別支援学校の特別支援教育コーディネーターによるサポート

- ・通級による指導の対象となる生徒のアセスメントや、個別の教育支援計画、個別の指導計画作成についての助言を行った。
- ・実際の指導場面や本人・保護者との面談に立ち会ったり、指導の事前事後に協議を行ったりして、自立活動の指導方法や必要な教材教具についての助言を行った。
- ・高等学校における通級による指導実施校以外の近隣高等学校での研修会に講師として招聘され、発達障害に関する講義及び高等学校における通級による指導についての理解啓発を行った。その際、下記に示す令和元年度作成の教職員向け理解啓発リーフレット「高等学校の通級による指導」を活用した。



別添

通級指導実践事例集「高等学校における通級による指導」に折り込み

掲載ホームページ

兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課 URL
<http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/>

(3) 現状に即した教員養成課程における教授法の検討

運営協議会で、大学の教員養成課程において必修となった特別支援教育に関する授業のシラバスについて協議を行った。令和2年度の第2回運営協議会では、特別支援教育についての知識や、障害特性についての知識を深める内容はあるが、本県教育委員会ですすめる特別支援教育のいわゆる「横の連携」に当たる家庭や各関係機関との連携についての内容が必要ではないかという指摘があった。このことを踏まえ、令和3年度は運営協議会委員による監修の下、小・中・高等学校の連携による効果的な実践普及啓発リーフレットを作成し、教員養成課程大学にも配布、周知することで本県が求める特別支援教育を発信することを予定している。

また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった、「①大学における県立高等学校現職教員による授業」、「②学生の実地研修の機会としての学校現場」については、令和3年度に実施する。これら二つの取組の成果を踏まえて、運営協議会でシラバスについての協議を行い、県教育委員会として大学と連携を図りながらニーズに対応した教授法を提案する。

5. 今後の課題と対応

令和2年度通級指導運営協議会及び広域特別支援連携協議会での協議から、経験の浅い教員が指導に困難さを抱える事例の多くは、背景に学校単独では解決できない複数の要因が存在することが明らかとなった。問題解決のためには、児童生徒を取り巻く家庭、医療、福祉、労働等と連携した一貫した支援のための事例検討が効果的であるとの意見もいただいている。また、学校現場からも校種間連携や本県が配置するスクールソーシャルワーカーの活用の他、関係機関との連携方法についてのニーズを確認していることから、令和3年度は、情報共有の有効な手立てや好事例を収集し、リーフレットに取りまとめ発信することにより、学校及び教職員の対応力と指導力の向上に資する。

本事業の実施・継続により、通級による指導実施校である高等学校教員の発達障害についての理解が深まり進んでいる。校内研修会及び小・中学校との合同研究会等の取組が定着しつつある。その結果、小・中学校からの期待も高まってきている。そこでどの高等学校に進学しても、必要とする生徒が通級による指導を受けられることができるように、今後も、生徒・保護者・教職員への一層の理解啓発と通級による指導担当教員の育成・専門性の確保に努め、高等学校における通級による指導実施校の更なる拡充を目指す。

6. 問い合わせ先

組織名：兵庫県教育委員会

担当部署：兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課